

お詫びと訂正

『訪問看護実務相談Q&A 令和6年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2025年4月2日更新分）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考		
35 頁	右欄 算定項目	訪問看護医療 DX 情報活用加算 〈報酬告示 02-注 13〉	訪問看護医療 DX 情報活用加算 <u>(届出)</u> 〈報酬告示 02-注 13〉	2025/4/2 更新		
37 頁	右欄 算定項目	訪問看護ベースアップ評価料 〈報酬告示 06〉	訪問看護ベースアップ評価料 <u>(届出)</u> 〈報酬告示 06〉	2025/4/2 更新		
86 頁	訪問看護管理療養費の金額欄	誤			2025/4/2 更新	
		訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	①機能強化型訪問看護管理療養費 1		<u>12,830</u> 円
				②機能強化型訪問看護管理療養費 2		<u>9,800</u> 円
				③機能強化型訪問看護管理療養費 3		<u>8,470</u> 円
				④①～③以外の場合		<u>7,440</u> 円
				月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）		<u>3,000</u> 円
		正				
		訪問看護管理療養費	月の初日の訪問の場合	①機能強化型訪問看護管理療養費 1		<u>13,230</u> 円
				②機能強化型訪問看護管理療養費 2		<u>10,030</u> 円
				③機能強化型訪問看護管理療養費 3		<u>8,700</u> 円
④①～③以外の場合	<u>7,670</u> 円					
月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）	①訪問看護管理療養費 1			<u>3,000</u> 円		
	②訪問看護管理療養費 2	<u>2,500</u> 円				

該当頁	該当箇所	誤	正	備考										
126, 127 頁	医療保険の表	<p style="text-align: center;">誤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc;">医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>精神科重症患者支援管理連携加算</td> <td>1 か所</td> <td>特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可</td> </tr> </table>		医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）			略	略	略	精神科重症患者支援管理連携加算	1 か所	特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可	2025/4/2 更新	
医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）														
略	略	略												
精神科重症患者支援管理連携加算	1 か所	特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可												
<p style="text-align: center;">正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #cccccc;">医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> <td style="width: 33%;">略</td> </tr> <tr> <td>精神科重症患者支援管理連携加算</td> <td>1 か所</td> <td>特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可</td> </tr> <tr> <td>訪問看護ベースアップ評価料</td> <td>1 か所</td> <td></td> </tr> </table>		医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）			略	略	略	精神科重症患者支援管理連携加算	1 か所	特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可	訪問看護ベースアップ評価料	1 か所		2025/4/2 更新
医療保険（訪問看護療養費・精神科訪問看護療養費）														
略	略	略												
精神科重症患者支援管理連携加算	1 か所	特別の関係にある医療機関と連携して行う場合は算定不可												
訪問看護ベースアップ評価料	1 か所													
143 頁	4) 機能強化型訪問看護管理療養費 1 の要件の人	4) 機能強化型訪問看護管理療養費 1 の要件の人 <u>1) と同じ。</u>	4) 機能強化型訪問看護管理療養費 1 の要件の人 <u>下記(1)または(2)の専門の研修を受けた看護師とされています。</u> <u>(1) 国又は医療関係団体等が主催する 600 時間以上の研修（修了証が交付されるものに限る）</u> <u>(2) 保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する指定研修機関において行われる研修</u> <u>当該看護師は、当該訪問看護ステーション、地域の訪問看護ステーション又は地域の保険医療機関等に対して、当該看護師の有する専門的な知識及び技術に応じて、質の高い在宅医療や訪問看護の提供の推進に資する研修等を実施していることが望ましいとされています。</u>	2025/4/2 更新										
223 頁	Q4-2 資料の追加	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>疑義解釈資料の送付について（その 4）（平成 28.6.14）訪問看護療養費関係 問 2</td> </tr> </table>		疑義解釈資料の送付について（その 4）（平成 28.6.14）訪問看護療養費関係 問 2	2025/4/2 更新									
疑義解釈資料の送付について（その 4）（平成 28.6.14）訪問看護療養費関係 問 2														

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
301 頁	Q6－86	<p>A 長時間訪問看護加算を算定した日は、何時間訪問しても「その他の利用料」をいただくことはできません。それ以外の日は、90 分<u>以上</u>から、「その他の利用料」として料金を徴収することができます。</p>	<p>A 長時間訪問看護加算を算定した日は、何時間訪問しても「その他の利用料」をいただくことはできません。それ以外の日は、90 分<u>を超えた分</u>から、「その他の利用料」として料金を徴収することができます。</p>	2025/4/2 更新

『訪問看護実務相談Q&A 令和6年版』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。（2024年8月20日更新分）

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
119頁	1) 特別管理 加算 ①対象者	誤		2024/8/20 更新
		介護保険	医療保険	
		略 ① ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	略 ① ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者 ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・留置カテーテルを使用している状態にある者	
		㊸～㊹ 略	②～⑤ 略	
		正		
		介護保険	医療保険	
		略 ① ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態 ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態	略 ① ・在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者 ・在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者 ・在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 ・気管カニューレを使用している状態にある者 ・留置カテーテルを使用している状態にある者	
		㊸～㊹ 略	②～⑤ 略	